

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2010年12月号

12月に入りまして、光のイベントが数多くあります。夜の長い時期だからなのでしょうが？
輝くモニュメントを見るのは楽しいですが、でも寒いです。お出かけの方は、暖かくして！



12月号目次

☆ 年金の記録管理



☆ 年金の記録管理

前回、消えた年金のお話をいたしましたが、本来の「消えた年金」問題は、厚生労働省の記録管理の問題から発生しています。今年の10月12日から3年の予定で、年金の記録原簿である紙台帳と、コンピューター上の記録を突き合わせる作業が始まりました。

約6億件の記録の照合を進めていくことになります。では、年金制度発足当時は、どのように年金記録を作成していたのでしょうか？

まずは、厚生年金から

●厚生年金保険の前身は？

昭和16年3月、まさに太平洋戦争突入という戦時体制下に公布され、翌17年6月に全面施行された「労働者年金保険法」による労働者年金保険は厚生年金保険の前身です。

発足当時の適用範囲は、工場等の現業に勤務する男子のみでした。労働者年金保険の施行時の記録管理事務は、厚生省保険院で行われ、「被保険者台帳索引票」を作成して、その当時の被保険者記録の整理、保管を行っていました。

●労働者年金から厚生年金へ

労働者年金保険は、昭和19年に「厚生年金保険」と名称を変え、適用範囲も、事務職男子、女子へと拡大。当然、台帳も膨大になりました。戦争末期になり、索引票、被保険者台帳の焼失を防ぐため、その業務を都道府県、社会保険出張所に移管し、厚生省保険局（保険院から改組）では、索引票の整理・保管業務のみの業務となりました。

●記録の二重管理の是正

索引票が、厚生省と地方に分割されたため、同じ人物に何枚もの台帳が作られる事態が起きてきました。この事態を改善するために、昭和25年から5年間を費やして、索引票の整備を行い、索引票は、「被保険者台帳記号番号払出票」と改められました。

●磁気テープ管理へ

昭和 37 年から、記録管理に磁気テープ方式が取り入れられました。被保険者台帳は、現存台帳（昭和 32 年 10 月現在被保険者である者）から磁気テープ化の作業が始まり、昭和 52 年に完了したといわれています。

そして、国民年金は？

国民年金制度は、「国民皆年金」を成立目的としていますが、保険料徴収方法に議論が集中し、肝心な記録管理は後回しにされた感があります。

●徴収業務は昭和 36 年から

国民年金の保険料徴収が開始されたのは、昭和 36 年 4 月です。ところが、年金記録管理が開始されたのは、実にその 6 年後に予算が組まれてからのことなのです。

●事務の三重構造

国民年金法第 3 条には、年金事業の一部は、都道府県又は市町村に行わせることができる」とされており、記録管理については、国、都道府県、市町村の 3 重構造になっています。当初から、記録管理の責任の所在が明らかでなくなる恐れはあったといえます。

●事務の実態

市町村で適用事務、保険料収納業務を行っていたため。保険者記録は、市町村の「被保険者名簿」により管理されていました。昭和 40 年に都道府県で、さん孔テープを作成、社会保険庁業務課に送付、ここで磁気テープに変換されていました。市町村に、「受付処理簿」、「被保険者名簿」、「被保険者名簿索引票」を各々保存期間を定めて備え付けさせました。

そして、オンライン化

昭和 60 年のオンライン化に伴い、社会保険庁は、「マイクロフィルムに移行させた各種の台帳については、破棄すること。」という指示を出し、以降の際に発生した氏名等の誤表記等の処理について再調査出来る資料を自ら葬ってしまったのです。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町 308

ヤマチュウビル 2 階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩 2 分

